

クラウドサービスと著作権に関する考え方

2014年9月30日
一般社団法人 日本経済団体連合会
産業技術本部

1. 経緯

クラウドサービスは、インターネットを利用した新しいサービスであり、その形態や内容は、日々進化・発展している。

こうしたサービスは、主として欧米企業が先駆的なビジネス展開を進めており、わが国企業は競争上立ち遅れている。知的財産政策ビジョンや規制改革会議での議論においては、わが国の著作権法および関連制度がクラウドサービスの進展を阻害しているのではないかとの指摘がなされている。そこで、現在、文化審議会では、クラウドサービスに関する議論が行なわれている。クラウドサービスには既に多様な形態が存在しているため、同審議会では、まずはロッカー型サービスに焦点を絞って検討を行うこととし、これを4つのタイプに大別した上で、具体的な検討を行っている。

2. 「タイプ2」サービスの促進

上記の分類において、利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用できるようにするサービスは「タイプ2」（プライベート・ユーザーUL型）と呼ばれる。「タイプ2」のなかにも多様なサービスがあり、今後も新しいサービスの展開が見込まれる。利用者利便の観点に立てば、現在、享受しているサービスが引き続き利用できるとともに、将来、より魅力的なサービスが利用できるための環境整備がなされるべきである。

こうした観点から、現在提供されているサービスは基本的に継続されることが望ましく、既存の事業者新たに義務を課す等の負担が強化されるべきでは

ない。他方、新規事業者の参入の促進ならびにサービス自体の今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が、有効な方策として認められるべきである。

3. 今後に向けて

～デジタルネットワーク時代の著作権法に関する議論の必要性～

文化審議会は、現在ロッカー型クラウドサービスに焦点を合わせた検討を行っている段階にある。今後、当該サービス以外の形態に関する検討を積極的に行うことが求められる。

なお、そもそも現行の著作権法は、急速に進展しているデジタルネットワーク社会に必ずしも合致していない面があり、当事者間の契約を進めることや、弥縫策的な法改正を重ねることだけでは限界があるとの指摘もある。文化審議会には、コンテンツの創造、保護、利用のバランスの観点から、デジタルネットワーク時代に相応しい著作権法のあり方について、より根本的で包括的・網羅的な議論を行なうことを期待する。

以 上